

1 人につき 10 万円 特別定額給付金の申請案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うため、1 人につき 10 万円を一律給付します。

給付金の申請書を送付しています

受け取れる人	給付金額	申請期限
基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において荒尾市の住民基本台帳に記録されている人	給付対象者 1 人につき 10 万円 を世帯主の口座に振り込みます	8 月 19 日(水)
申請方法	郵送申請またはオンライン申請で世帯主が申請してください。 ※感染拡大防止のため、原則窓口での受付は行いません。	
申請区分	申請方法	必要なもの
郵送申請 	①届いた申請書に必要事項を記入する ②同封の返信用封筒に申請書と右記の必要書類を入れて、市に郵送する	・本人確認書類 運転免許証、保険証、マイナンバーカード、身体障害者手帳、年金手帳などの写し ・振込先口座が確認できる書類 通帳（口座番号が書かれた部分）、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し
オンライン申請 	マイナポータル「ぴったリサービス」から、振込先口座の入力、振込先口座の確認書類のアップロードなどをして電子申請	・マイナンバーカード ・スマートフォンまたはパソコンと IC カードリーダー ※オンライン申請で利用できるスマートフォンやパソコンは「マイナポータル」で確認してください

※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類の写しや、代理関係が確認できる書類が必要です。

申請から給付までの流れ

市で申請内容を確認後、振込先口座に申請分の給付金を入金します。
※銀行口座がない場合など、口座振替が難しい場合のみ窓口現金支払いができます。ご相談ください。

給付金に関する問い合わせ

市特別定額給付金担当窓口
☎ 57-7162
総務省コールセンター（フリーダイヤル）
☎ 0120-260020

**給付金の詐欺にご注意ください**

市や国が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

特別編集

新型コロナウイルス 感染症

～正しい情報で今できる対策を～

新しい生活様式を実践しましょう



感染防止の 3 つの基本

身体的距離の確保

マスクの着用

手洗い

おさえておきたいポイント

- ☐ 人との間隔は 2 メートル空ける
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外
- ☐ 会話の際は真正面を避ける
- ☐ 症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったら手や顔を洗う
- ☐ 手洗いは 30 秒かけて水と石鹸で丁寧に

こんなときはどうするの？ 日常生活の各場面での実践例

室内

こまめに換気し、密集、密接、密閉の 3 密を避ける。

移動

感染流行地との行き来、帰省や旅行は控えめに。

公共交通機関の利用

混んでいる時間帯は避けて、会話は控えめに。

買い物

一人や少人数ですいた時間に。電子決済や通販も活用しよう。

食事

料理は大皿を避け個別に取り分けて、お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避ける。

運動

筋トレやヨガは自宅で動画を活用。ジョギングは少人数で。

このほかの新しい生活様式についての詳細は、厚生労働省ホームページや県ホームページに掲載されています。



厚生労働省



熊本県

広報あらかの読者の皆様へ

紙面にはできる限り最新の情報を掲載するようにはしましたが、編集後に状況が変わっている場合も想定されます。イベントや行事への参加などをはじめ、掲載情報をご利用になる場合は最新の情報を改めて確認することをお勧めします。



荒尾市
ホームページ